

基本規程改正

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現規程	改正案	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>〔国際サッカー連盟等への加盟〕</p> <p>第2条 本協会は、日本サッカー界を代表する唯一の団体として、国際サッカー連盟(Fédération Internationale de Football Association、以下「FIFA」という)、アジアサッカー連盟(Asian Football Confederation、以下「AFC」という)及び東アジアサッカー連盟(East Asian Football Federation、以下「EAFF」という)に加盟する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 所属団体</p> <p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>〔定義〕</p> <p>第55条 次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 加盟チーム 本協会の制定した<u>サッカー</u>競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの</p> <p>(2) 都道府県サッカー協会 各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体であって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2条〔国際サッカー連盟等への加盟〕</p> <p>1. 本協会は、日本サッカー界を代表する唯一の団体として、国際サッカー連盟(Fédération Internationale de Football Association、以下「FIFA」という)、アジアサッカー連盟(Asian Football Confederation、以下「AFC」という)及び東アジアサッカー連盟(East Asian Football Federation、以下「EAFF」という)に加盟する。</p> <p><u>2. 本規程においてサッカーとは、サッカー、フットサル、ビーチサッカー、その他関連競技を広義に指すものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 所属団体</p> <p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>第55条〔定義〕</p> <p>次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 加盟チーム 本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの</p> <p>(2) 都道府県サッカー協会 各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体であって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの</p>	<p>フットサル等も管轄であることを追記</p> <p>記載の適正化</p>

<p>(3) 地域サッカー協会 全国を次の9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー協会がそれぞれ共同して設置した地域組織（ただし、北海道に関しては、北海道サッカー協会を地域組織とみなす）</p> <p>(4) 準加盟チーム 本協会の制定した<u>サッカー</u>競技規則に基づきサッカーを行い、日本国内に在留する外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）を6名以上登録しているチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの</p> <p style="text-align: center;">第2節 加 盟 チ ー ム</p>	<p>(3) 地域サッカー協会 全国を次の9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー協会がそれぞれ共同して設置した地域組織（ただし、北海道に関しては、北海道サッカー協会を地域組織とみなす）</p> <p>(4) 準加盟チーム 本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行い、日本国内に在留する外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）を6名以上（<u>フットサルの場合は4名以上</u>）登録しているチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの</p> <p style="text-align: center;">第2節 加 盟 チ ー ム</p>	<p>記載の適正化</p> <p>フットサル登録制度開始に伴い追記</p>
<p>〔種 別〕 第56条 加盟チームの種別は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム</p> <p>(2) 第2種 18歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない</p> <p>(3) 第3種 15歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない</p> <p>(4) 第4種 12歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない</p> <p>(5) 女 子 女子の選手により構成されるチーム</p> <p>(6) シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム</p>	<p>第56条〔種 別〕 1. 加盟チームの種別は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>サッカー</u></p> <p>① 第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム</p> <p>② 第2種 18歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない</p> <p>③ 第3種 15歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない</p> <p>④ 第4種 12歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない</p> <p>⑤ 女 子 女子の選手により構成されるチーム。<u>ただし、12才未満の選手は、第4種チームに登録するものとする</u></p> <p>⑥ シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム</p> <p>(2) <u>フットサル</u></p> <p>① <u>フットサル第1種 年齢を制限しない選手により構成</u></p>	<p>サッカー・フットサルを区別</p> <p>女子登録制度変更に伴い追加</p> <p>フットサル登録制度</p>

<p>2. 前項に定める年齢は、当該年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>〔加盟チームの権利及び義務〕</p> <p>第59条</p> <p>加盟チームは、次の事項に関する権利を<u>もつ</u>。</p> <p>(1) 所在地の都道府県サッカー協会の組織単位としてその施策に関与すること</p> <p>(2) 本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加すること（ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる）</p> <p>2. 加盟チームは、次の事項を遵守<u>しなければならない</u>。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。</p> <p>(1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること</p> <p>(2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること</p> <p>(3) 毎年<u>第81条〔選手登録〕以下</u>に定めるところにより、</p>	<p><u>されるチーム</u></p> <p><u>② フットサル第2種 18歳未満の選手により構成されるチーム。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない</u></p> <p><u>③ フットサル第3種 15歳未満の選手により構成されるチーム。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない</u></p> <p><u>④ フットサル第4種 12歳未満の選手により構成されるチーム。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない</u></p> <p>2. 前項に定める年齢は、当該<u>登録</u>年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第59条〔加盟チームの権利及び義務〕</p> <p>1. <u>加盟チームは、次の事項に関する権利を有する。</u></p> <p>(1) 所在地の都道府県サッカー協会の組織単位としてその施策に関与すること</p> <p>(2) 本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加すること（ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる）</p> <p>2. 加盟チームは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。</p> <p>(1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること</p> <p>(2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること</p> <p>(3) 毎年「<u>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</u>」及</p>	<p>変更に伴い追記</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>第1項と合わせる。</p> <p>規則化に伴う修正</p>
---	---	---

<p>選手氏名その他の所要事項を登録すること</p> <p>(4) 第7章〔審判〕に定める資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること</p> <p>(5) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること</p> <p>(6) F I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと</p> <p>(7) いかなる時でもF I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はC A Sの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること。</p> <p>(8) 所属選手がF I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はC A Sの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること。</p> <p>(9) 競技規則を尊重すること。</p> <p>(10) 本規程及びその附属規程並びにF I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること。</p> <p>3. 加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。</p> <p>4. 加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、J F A公認指導者登録が完了している監督については免除する。</p>	<p><u>び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」</u>に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること</p> <p>(4) 第7章〔審判〕に定める資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること。<u>（サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する）</u></p> <p>(5) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること</p> <p>(6) F I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと</p> <p>(7) いかなる時でもF I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はC A Sの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること。</p> <p>(8) 所属選手がF I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はC A Sの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること。</p> <p>(9) 競技規則を尊重すること。</p> <p>(10) 本規程及びその附属規程並びにF I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること。</p> <p>3. 加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。</p> <p>4. 加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、J F A公認指導者登録が完了している監督については免除する。</p>	<p>審判員の競技について明確化</p>
--	--	----------------------

<p>(略)</p> <p>〔加盟チームに対する制裁〕</p> <p>第61条 加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規程に違反し、<u>サッカー</u>競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は本規程第12章〔懲罰〕にしたがって懲罰を科されるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 都道府県サッカー協会</p> <p>(略)</p> <p>〔登録料（分担金）〕</p> <p>第67条</p> <p>都道府県サッカー協会は、毎年5月末日までに、次項に定める方式により算出された登録料（分担金）を、本協会に納付しなければならない。</p> <p>2. 登録料（分担金）の金額は、次の各号の合計金額とする。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 第1種加盟チーム数</td><td>× 7, 000円</td></tr> <tr><td>(2) 第1種加盟チーム選手数</td><td>× 2, 000円</td></tr> <tr><td>(3) 第2種加盟チーム数</td><td>× 2, 500円</td></tr> <tr><td>(4) 第2種加盟チーム選手数</td><td>× 1, 000円</td></tr> <tr><td>(5) 第3種加盟チーム数</td><td>× 2, 500円</td></tr> <tr><td>(6) 第3種加盟チーム選手数</td><td>× 700円</td></tr> <tr><td>(7) 第4種加盟チーム数</td><td>× 2, 500円</td></tr> <tr><td>(8) 第4種加盟チーム選手数</td><td>× 700円</td></tr> <tr><td>(9) 女子加盟チーム（年齢を制限しない選手により構成される）数</td><td>× 7, 000円</td></tr> <tr><td>(10) 女子加盟チーム（18歳未満又は高等学校・中学校・小学校在学中の選手により構成される）数</td><td>× 2, 500円</td></tr> </table>	(1) 第1種加盟チーム数	× 7, 000円	(2) 第1種加盟チーム選手数	× 2, 000円	(3) 第2種加盟チーム数	× 2, 500円	(4) 第2種加盟チーム選手数	× 1, 000円	(5) 第3種加盟チーム数	× 2, 500円	(6) 第3種加盟チーム選手数	× 700円	(7) 第4種加盟チーム数	× 2, 500円	(8) 第4種加盟チーム選手数	× 700円	(9) 女子加盟チーム（年齢を制限しない選手により構成される）数	× 7, 000円	(10) 女子加盟チーム（18歳未満又は高等学校・中学校・小学校在学中の選手により構成される）数	× 2, 500円	<p>(略)</p> <p>第61条 <u>〔加盟チーム等に対する制裁〕</u></p> <p>加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規程に違反し、選手の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は本規程第12章〔懲罰〕にしたがって懲罰を科されるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 都道府県サッカー協会</p> <p>(略)</p> <p>第67条 <u>〔登録料（分担金）〕</u></p> <p>1. 都道府県サッカー協会は、毎年5月末日までに、次項に定める方式により算出された登録料（分担金）を、本協会に納付しなければならない。</p> <p>2. 登録料（分担金）の金額は、次の各号の合計金額とする。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 第1種加盟チーム数</td><td>× 7, 000円</td></tr> <tr><td>(2) 第1種加盟チーム選手数</td><td>× 2, 000円</td></tr> <tr><td>(3) 第2種加盟チーム数</td><td>× 2, 500円</td></tr> <tr><td>(4) 第2種加盟チーム選手数</td><td>× 1, 000円</td></tr> <tr><td>(5) 第3種加盟チーム数</td><td>× 2, 500円</td></tr> <tr><td>(6) 第3種加盟チーム選手数</td><td>× 700円</td></tr> <tr><td>(7) 第4種加盟チーム数</td><td>× 2, 500円</td></tr> <tr><td>(8) 第4種加盟チーム選手数</td><td>× 700円</td></tr> <tr><td>(9) 女子加盟チーム（年齢を制限しない選手により構成される、<u>又は日本女子サッカーリーグに加盟する</u>）数</td><td>× 7, 000円</td></tr> <tr><td>(10) 女子加盟チーム（<u>12歳以上</u>18歳未満又は高等学校・中学校・小学校在学中の選手により構成される）数</td><td>× 2, 500円</td></tr> </table>	(1) 第1種加盟チーム数	× 7, 000円	(2) 第1種加盟チーム選手数	× 2, 000円	(3) 第2種加盟チーム数	× 2, 500円	(4) 第2種加盟チーム選手数	× 1, 000円	(5) 第3種加盟チーム数	× 2, 500円	(6) 第3種加盟チーム選手数	× 700円	(7) 第4種加盟チーム数	× 2, 500円	(8) 第4種加盟チーム選手数	× 700円	(9) 女子加盟チーム（年齢を制限しない選手により構成される、 <u>又は日本女子サッカーリーグに加盟する</u> ）数	× 7, 000円	(10) 女子加盟チーム（ <u>12歳以上</u> 18歳未満又は高等学校・中学校・小学校在学中の選手により構成される）数	× 2, 500円	<p>選手についても規定されているため追加</p> <p>女子委員会決定に基づき、登録料の徴収対象チームを追加</p> <p>2013年9月理事会決</p>
(1) 第1種加盟チーム数	× 7, 000円																																									
(2) 第1種加盟チーム選手数	× 2, 000円																																									
(3) 第2種加盟チーム数	× 2, 500円																																									
(4) 第2種加盟チーム選手数	× 1, 000円																																									
(5) 第3種加盟チーム数	× 2, 500円																																									
(6) 第3種加盟チーム選手数	× 700円																																									
(7) 第4種加盟チーム数	× 2, 500円																																									
(8) 第4種加盟チーム選手数	× 700円																																									
(9) 女子加盟チーム（年齢を制限しない選手により構成される）数	× 7, 000円																																									
(10) 女子加盟チーム（18歳未満又は高等学校・中学校・小学校在学中の選手により構成される）数	× 2, 500円																																									
(1) 第1種加盟チーム数	× 7, 000円																																									
(2) 第1種加盟チーム選手数	× 2, 000円																																									
(3) 第2種加盟チーム数	× 2, 500円																																									
(4) 第2種加盟チーム選手数	× 1, 000円																																									
(5) 第3種加盟チーム数	× 2, 500円																																									
(6) 第3種加盟チーム選手数	× 700円																																									
(7) 第4種加盟チーム数	× 2, 500円																																									
(8) 第4種加盟チーム選手数	× 700円																																									
(9) 女子加盟チーム（年齢を制限しない選手により構成される、 <u>又は日本女子サッカーリーグに加盟する</u> ）数	× 7, 000円																																									
(10) 女子加盟チーム（ <u>12歳以上</u> 18歳未満又は高等学校・中学校・小学校在学中の選手により構成される）数	× 2, 500円																																									

- (11) 女子加盟チーム選手（18歳以上）数 × 2,000円
- (12) 女子加盟チーム選手（15歳以上18歳未満又は高等学校在学中）数 × 1,000円
- (13) 女子加盟チーム選手（15歳未満又は中学校・小学校在学中）数 × 700円
- (14) シニア加盟チーム数 × 7,000円
- (15) シニア加盟チーム選手数 × 1,500円

(略)

第5節 各種の連盟

〔各種の連盟〕

第71条

本協会は、サッカー**競技**の普及及び発展を図るため、各種の連盟を置くことができる。

2. 次の各種の連盟に関する規程は、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 一般社団法人日本フットボールリーグ（JFL）
- (2) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ（Lリーグ）
- (3) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (4) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (5) 全国自治体職員サッカー連盟
- (6) 全国自衛隊サッカー連盟
- (7) 全国専門学校サッカー連盟
- (8) 全国高等専門学校サッカー連盟

- (11) 女子加盟チーム選手（18歳以上）数 × 2,000円
- (12) 女子加盟チーム選手（15歳以上18歳未満又は高等学校在学中）数 × 1,000円
- (13) 女子加盟チーム選手（12歳以上15歳未満又は中学校・小学校在学中）数 × 700円
- (14) シニア加盟チーム数 × 7,000円
- (15) シニア加盟チーム選手数 × 1,500円
- (16) フットサル第1種加盟チーム数 × 3,000円
- (17) フットサル第1種加盟チーム選手数 × 1,000円
- (18) フットサル第2種加盟チーム数 × 2,000円
- (19) フットサル第2種加盟チーム選手数 × 700円
- (20) フットサル第3種加盟チーム数 × 2,000円
- (21) フットサル第3種加盟チーム選手数 × 500円
- (22) フットサル第4種加盟チーム数 × 2,000円
- (23) フットサル第4種加盟チーム選手数 × 500円

(略)

第5節 各種の連盟

第71条〔各種の連盟〕

1. 本協会は、サッカーの普及及び発展を図るため、各種の連盟を置くことができる。

2. 次の各種の連盟に関する規程は、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 一般社団法人日本フットボールリーグ（JFL）
- (2) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ（Lリーグ）
- (3) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (4) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (5) 全国自治体職員サッカー連盟
- (6) 全国自衛隊サッカー連盟
- (7) 全国専門学校サッカー連盟
- (8) 全国高等専門学校サッカー連盟

定により修正

フットサル登録制度
変更に伴い追記

記載の統一（「競技」
を削除）

<p>(9) 財団法人全国高等学校体育連盟サッカー部 (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟 (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟サッカー部 (12) 一般財団法人日本フットサル連盟 (13) 全日本大学女子サッカー連盟</p> <p>(略)</p> <p>第7節 準加盟チーム</p> <p>〔準加盟チーム〕 第75条 準加盟チームに関する事項は、本節に定めるところによる。 2. 学校教育法に基づく単一学校のチームについては、登録選手中に6名以上の外国籍の選手が登録されている場合であっても、本節の規定を適用しない。 3. 準加盟チームの種別は第56条〔種別〕に準ずる。</p> <p>〔外国籍扱いしない選手〕 第76条 日本で生まれ、次の各号のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、本規程の適用に関しては、外国籍の選手とはみなさない。 (1) 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第4条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者 (2) 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者 2. 前項の適用を受けるためには、加盟チームが「外国籍選手登録申請書（第76条に該当する選手）」《書式第8号》で本協会に申請し、理事会の承認を得ることを要するものとする。ただし、その適用は、加盟チームにつき1名に限るものとする。</p>	<p>(9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟サッカー部 (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟 (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟サッカー部 (12) 一般財団法人日本フットサル連盟 (13) 全日本大学女子サッカー連盟</p> <p>(略)</p> <p>第7節 準加盟チーム</p> <p>第75条〔準加盟チーム〕 1. 準加盟チームに関する事項は、本節に定めるところによる。 2. 学校教育法に基づく単一学校のチームについては、登録選手中に6名以上（フットサルの場合は4名以上）の外国籍の選手が登録されている場合であっても、本節の規定を適用しない。 3. 準加盟チームの種別は第56条〔種別〕に準ずる。</p> <p>第76条〔外国籍扱いしない選手〕 1. 日本で生まれ、次の各号のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、本規程の適用に関しては、外国籍の選手とはみなさない。 (1) 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者 (2) 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者 2. 前項の適用を受けるためには、加盟チームが「外国籍選手登録申請書（第76条に該当する選手）」《書式第8号》で本協会に申請し、承認を得るものとする。ただし、その適用は、加盟チームにつき1名に限るものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>フットサルの場合を 追記</p> <p>教育基本法条文の変 更（誤記の修正）</p> <p>現運用に合わせ、理 事会の承認を削除</p>
---	---	--

(略)

〔権利及び義務〕

第79条

準加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

- (1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること
- (2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること
- (3) 毎年第81条〔選手登録〕以下に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
- (4) 第7章〔審判〕に定める審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること
- (5) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること
- (6) FIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと
- (7) いかなる時でもFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること。
- (8) 所属選手がFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること。
- (9) 競技規則を尊重すること。
- (10) 本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の

(略)

第79条〔権利及び義務〕

1. 準加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

- (1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること
- (2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること
- (3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
- (4) 第7章〔審判〕に定める審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること（サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する）
- (5) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること
- (6) FIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと
- (7) いかなる時でもFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること。
- (8) 所属選手がFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること。
- (9) 競技規則を尊重すること。
- (10) 本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の

規則化に伴い修正

審判員の競技について明確化

- 諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること。
2. 準加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
 3. 準加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。
 4. 準加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応じることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

(略)

第4章 登録

第1節 総則

- 諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること。
2. 準加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
 3. 準加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。
 4. 準加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応じることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

(略)

第4章 登録

第8.1条 〔選手登録等〕

1. サッカー選手の登録及び移籍等に関する事項は、別途制定する「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところによる。
2. フットサル選手の登録及び移籍等に関する事項は、別途制定する「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところによる。

第8.2条から第9.6条は削除

第5章 移籍

第9.7条から第11.2条は削除

「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」に独立し、JFA基本規程本文から削除。
またフットサルについても独立した規則を作成。

<p>〔選手登録〕</p> <p>第8.1条 加盟チームは、第8.9条〔選手登録の方法〕の定めるところにより、本協会への選手登録を行わなければならない。</p> <p>2. 本協会に登録されている選手に限り公式試合に出場することができ、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。</p> <p>3. 未登録の選手であっても、当該選手が最後に登録されたチームが本協会の加盟チームである場合、当該選手の籍は、少なくとも当該選手の最後の公式試合日より30ヶ月の間は、本協会に属し続けるものとする。</p> <p>〔重複登録の禁止〕</p> <p>第8.2条 選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。</p> <p>〔登録区分〕</p> <p>第8.3条</p> <p>本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) アマチュア選手</p> <p>(2) プロ選手</p> <p>2. 選手は、前項に従いプロ選手またはアマチュア選手のいずれかとして本協会に登録しなければならない。なお、登録した選</p>	<p style="text-align: center;"><u>「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 登録</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 総則</u></p> <p><u>第1条 〔目的〕</u> 本規則は、<u>公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）のサッカー加盟チーム及びその選手の登録と移籍等に関する事項について定める。</u></p> <p><u>第2条 〔選手登録〕</u></p> <p>1. 加盟チームは、<u>本規則第1.0条〔選手登録の方法〕の定めるところにより、本協会への選手登録を行わなければならない。</u></p> <p>2. 本協会に登録されている選手に限り公式試合に出場することができ、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。</p> <p>3. 未登録の選手であっても、当該選手が最後に登録されたチームが本協会の加盟チームである場合、当該選手の籍は、少なくとも当該選手の最後の公式試合日より30ヶ月の間は、本協会に属し続けるものとする。</p> <p><u>第3条 〔重複登録の禁止〕</u> 選手は、2つ以上の加盟チームに<u>同時に</u>登録することはできない。<u>ただし、サッカー加盟チームとフットサル加盟チームに同時に登録することはできる。</u></p> <p><u>第4条 〔登録区分〕</u></p> <p>1. 本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) アマチュア選手</p> <p>(2) プロ選手</p> <p>2. 選手は、前項に従いプロ選手又はアマチュア選手のいずれかとして本協会に登録しなければならない。なお、登録した選手</p>	<p>以下、現行のJFA基本規程と「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」を比較</p> <p>参照条項の修正</p> <p>・記載の適正化 ・フットサルについて追記</p> <p>記載の適正化</p>
--	--	--

<p>手は、本協会、FIFA、AFC及びEAFFの諸規則に従う。</p> <p>〔アマチュア選手〕 <u>第8.4条</u> アマチュア選手とは、報酬又は利益を目的とすることなく、プレーする者をいう。</p> <p>〔プロ選手〕 <u>第8.5条</u> プロ選手とは、その所属チームとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p>〔プロ選手契約の原則〕 <u>第8.6条</u> プロ選手及び当該選手と契約を締結するチームは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約は尊重されなければならない。 (2) 契約は正当事由がある場合には、解除することができる。 (3) 契約はシーズン中において一方的に解除することができない。 (4) 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償が支払われるべきであり、かかる損害賠償は当該契約において予め規定することができる。 (5) 正当事由のない契約の解除の場合、違反当事者に対して、<u>スポーツ上の制裁</u>を科すことができるものとする。 <p>〔プロ選手契約における特別規定〕 <u>第8.7条</u> 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 契約の最短期間は原則として、当該契約の効力発生日からシーズン（<u>第9.1条</u>に定義される）終了時までとする。 3. 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件として 	<p>は、本協会、FIFA、AFC及びEAFFの諸規則に従う。 <u>なお、プロ選手の契約、登録及び移籍等に関しては、「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に従うものとする。</u></p> <p><u>第5条</u>〔アマチュア選手〕 アマチュア選手とは、報酬又は利益を目的とすることなく、プレーする者をいう。</p> <p><u>第6条</u>〔プロ選手〕 プロ選手とは、その所属チームとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p><u>第7条</u>〔プロ選手契約の原則〕 プロ選手及び当該選手と契約を締結するチームは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約は尊重されなければならない。 (2) 契約は正当事由がある場合には、解除することができる。 (3) 契約はシーズン中において一方的に解除することができない。 (4) 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償が支払われるべきであり、かかる損害賠償は当該契約において予め規定することができる。 (5) 正当事由のない契約の解除の場合、違反当事者に対して、<u>懲罰</u>を科すことができるものとする。 <p><u>第8条</u>〔プロ選手契約における特別規定〕 <u>1.</u> 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 契約の最短期間は原則として、当該契約の効力発生日からシーズン（<u>第1.2条</u>に定義される）終了時までとする。 3. 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件として 	<p>「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」との関連を明記</p> <p>記載の適正化</p> <p>条番号の修正</p>
---	--	---

<p>はならない。</p> <p>4. プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。</p> <p>5. いかなるチームも、その契約の相手方又は第三者に対して、選手の役務提供若しくは移籍に関連する事項又はチームの独立性、方針若しくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。</p> <p>〔選手エージェント等〕</p> <p><u>第88条</u> 選手エージェントの活動及びその役務の利用については、別に定める「日本サッカー協会 選手エージェント規則」に従うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 登録手続き</p> <p>〔選手登録の方法〕</p> <p><u>第89条</u></p> <p>本協会への登録は、アマチュア選手、プロ選手のいずれも加盟チームが登録申請をもって行う。</p> <p>2. プロ選手の登録には、前項の登録申請に加盟チームと選手間の契約書の写し及び「選手登録区分申請書」《書式第1号》を添付するものとする。なお、当該契約に関して、本協会に提出されていない別途の契約関連書類については、紛争処理に際して当該書類を考慮するか否かは、本協会その他紛争処理機関の自由裁量とする。</p> <p>3. 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第1号》の写しを所在地の都道府県サッカー協会、<u>地域サッカー協会</u>及び加盟リーグ等に送付する。</p> <p>4. 第2項に基づく登録申請料は、別に理事会において定める。</p> <p>〔登録有効期間〕</p> <p><u>第90条</u></p> <p>前条に基づく登録の有効期間は、毎年<u>J1・J2</u>・JFLの第1種チーム及び所属選手は2月1日より翌年1月31日ま</p>	<p>はならない。</p> <p>4. プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。</p> <p>5. いかなるチームも、その契約の相手方又は第三者に対して、選手の役務提供若しくは移籍に関連する事項又はチームの独立性、方針若しくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。</p> <p><u>第9条</u>〔選手エージェント等〕</p> <p>選手エージェントの活動及びその役務の利用については、別に定める「日本サッカー協会 選手エージェント規則」に従うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 登録手続き</p> <p><u>第10条</u>〔選手登録の方法〕</p> <p>1. 本協会への登録は、アマチュア選手、プロ選手のいずれも加盟チームが登録申請をもって行う。</p> <p>2. プロ選手の登録には、前項の登録申請に加盟チームと選手間の契約書の写し及び「選手登録区分申請書」《書式第1号》を添付するものとする。なお、当該契約に関して、本協会に提出されていない別途の契約関連書類については、紛争処理に際して当該書類を考慮するか否かは、本協会その他紛争処理機関の自由裁量とする。</p> <p>3. 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第1号》の写しを所在地の都道府県サッカー協会及び加盟リーグ等に送付する。</p> <p>4. 第2項に基づく登録申請料は、別に理事会において定める。</p> <p><u>第11条</u>〔登録有効期間〕</p> <p>1. 前条に基づく登録の有効期間は、毎年<u>Jリーグ</u>・JFLの第1種チーム及び所属選手は2月1日より翌年1月31日ま</p>	<p>地域協会へ送付するフローは存在しないため削除</p> <p>J3新設に伴い修正</p>
--	---	--

での1年間、それ以外のチーム及び所属選手は4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。

- 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）については当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。
- 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅したときは、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

〔シーズン〕

第91条

シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。

- 選手は、1つのシーズン期間中につき、**累計で**最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。
- 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）又はカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

〔登録ウインドー〕

第92条

選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）にのみ登録されることができる。

- 前項にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約期間が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする。
- 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、FIFAに報告するものとする。
 - 初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり12週間を超えない。
 - 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4

での1年間、それ以外のチーム及び所属選手は4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。

- 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）については当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。
- 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅したときは、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

第12条〔シーズン〕

1. シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。

- 選手は、1つのシーズン期間中につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。
- 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）又はカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

第13条〔登録ウインドー〕

1. 選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）にのみ登録されることができる。

- 前項にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約期間が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする。
- 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、FIFAに報告するものとする。
 - 初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり12週間を超えない。
 - 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4

記載の適正化

<p>週間を超えない。</p> <p>4. 選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り登録されることができる。</p> <p>5. 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。</p> <p>〔登録情報の管理（選手パスポート）〕</p> <p>第93条 本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報（当該選手が、過去に登録された全てのチーム名とその期間などの情報）を管理するものとする。これらの情報は「選手パスポート」として、必要に応じて、当該選手が登録される移籍先チーム（第9.8条に定義される）に対し発行される。</p> <p>〔登録区分変更〕</p> <p>第94条 選手登録区分変更を希望する選手は、加盟チーム経由で「選手登録区分申請書」《書式第1号》により本協会に申請するものとする。</p> <p>〔登録区分変更の認定〕</p> <p>第95条 選手登録区分変更の認定は、本協会において行う。</p> <p>〔外国籍の選手〕</p> <p>第96条 外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）も、本協会に登録する場合、本規程の適用を受けるとし、「外国籍選手登録申請書（外国で登録していなかった選手）」《書式第7号》に外国人登録証明書の写しを添付のうえ提出して、その承認を得なければならない。ただし、外国のクラブ（チーム）に選手として登録されていた選手が、本協会加盟チームに移籍、登録する場合は、第109条〔外国籍選手等の移籍〕による。</p>	<p>週間を超えない。</p> <p>4. 選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り登録されることができる。</p> <p>5. 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。</p> <p>第14条〔登録情報の管理（選手パスポート）〕</p> <p>本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報（当該選手が、過去に登録された全てのチーム名とその期間などの情報）を管理するものとする。これらの情報は「選手パスポート」として、必要に応じて、当該選手が登録される移籍先チーム（本規則第1.9条に定義される）に対し発行される。</p> <p>第15条〔登録区分変更〕</p> <p>選手登録区分変更を希望する選手は、加盟チーム経由で「選手登録区分申請書」《書式第1号》により本協会に申請し、承認を得るものとする。</p> <p>第16条〔登録区分変更の認定〕</p> <p>選手登録区分変更の認定は、本協会において行う。</p> <p>第17条〔外国籍の選手〕</p> <p>外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）が、本協会に登録する場合、本協会基本規程及び本規則の適用を受けるとし、「外国籍選手登録申請書」《書式第7号》に在留カード（又は特別永住者証明書）若しくは住民票の写しを添付のうえ提出し、その承認を得なければならない。ただし、外国のクラブ（チーム）に選手として登録されていた選手が、本協会加盟チームに移籍、登録する場合は、本規則第2.7条〔国際移籍〕による。</p>	<p>参照条項の変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 ・別規則になるため。 ・記載の適正化 ・外国人登録証明書廃止による修正</p> <p>該当条番号の変更</p>
---	---	--

<p style="text-align: center;">第5章 移籍</p> <p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>〔目的〕</p> <p>第97条 本章の規定は、本協会の「加盟チーム及び登録選手」（過去に登録していたもの及び現在登録しているもの並びに将来登録を希望するものの全てを含むものとし、以下総称して「加盟者」という）相互間並びに加盟者と外国のクラブ（チーム）との間の選手移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、加盟者の全てを拘束する。</p> <p>〔移籍の定義〕</p> <p>第98条 移籍とは選手が現在所属しているチーム（以下「移籍元チーム」という）を脱退し、別のチーム（以下「移籍先チーム」という）に所属変更することをいう。</p> <p style="color: red;">2. <u>前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とはみなさない。</u></p> <p>〔移籍の手続き〕</p> <p>第99条</p> <p>選手が移籍を希望する場合、当該選手は、<u>移籍元チームの発行した「移籍承諾番号」を移籍先チームに通知し</u>、移籍先チームが移籍申請をして、本協会の承認を得なければならない。</p> <p>2. 本規定の定めにより移籍元チームが<u>移籍承諾</u>をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本協会<u>の理事会</u>は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。</p> <p>〔公式試合への出場資格〕</p> <p>第100条</p> <p>本<u>規程</u>に基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した</p>	<p style="text-align: center;">第2章 移籍</p> <p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>第18条〔目的〕</p> <p>本章の規定は、本協会の「加盟チーム及び登録選手」（過去に登録していたもの及び現在登録しているもの並びに将来登録を希望するものの全てを含むものとし、以下総称して「加盟者」という）相互間並びに加盟者と外国のクラブ（チーム）との間の選手移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、加盟者の全てを拘束する。</p> <p>第19条〔移籍の定義〕</p> <p>移籍とは選手が現在所属しているチーム（以下「移籍元チーム」という）を脱退し、別のチーム（以下「移籍先チーム」という）に所属変更することをいう。</p> <p>第20条〔移籍の手続き〕</p> <p>1. <u>選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームから登録抹消され</u>、移籍先チームが<u>登録申請</u>をし、本協会の承認を得なければならない。</p> <p>2. 本<u>規則</u>の定めにより移籍元チームが<u>抹消申請</u>をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本協会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。</p> <p>第21条〔公式試合への出場資格〕</p> <p>1. <u>本規則</u>に基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認し</p>	<p>削除（年度末で登録有効期限が切れるため）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移籍承諾番号の廃止に伴い変更 ・ 記載の適正化 ・ 記載の適正化 ・ 現行の運用に合わせ理事会決定を削除 <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の適正化
---	---	--

<p>日の翌日から公式試合に出場することができる。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>移籍したアマチュア</u>選手の公式試合への出場資格を競技会の大会要項により制限できる。</p> <p>3. プロ選手は、プロ選手として出場した最後の公式試合から30日間は、アマチュアとして登録することはできない。</p> <p><u>〔外国への移籍〕</u></p> <p><u>第101条 選手が外国のクラブ（チーム）へ移籍する場合、本協会は当該外国サッカー協会からの請求に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」を発行するものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の国際移籍証明書の発行は、関連のFIFA規程に基づき行われるものとする。</u></p> <p>〔規程違反〕</p> <p><u>第102条 選手又は加盟チームが本規程に違反した場合の処分は、本規程第12章〔懲罰〕の手続きにしたがって理事会が決定する。</u></p> <p>〔移籍に関する異議等〕</p> <p><u>第103条 選手の移籍に関して異議または疑義のある当事者は、本協会の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 移籍の手続き</p> <p>〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕</p> <p><u>第104条 アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかに問わず、当該移籍に関し対価を請求することができない。</u></p> <p>〔プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合〕</p>	<p>た日から公式試合に出場することができる。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、選手の公式試合への出場資格を競技会の大会要項により制限できる。</p> <p>3. プロ選手は、プロ選手として出場した最後の公式試合から30日間は、アマチュア<u>選手</u>として登録することはできない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 移籍の手続き</p> <p><u>第22条〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕</u></p> <p>アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかに問わず、当該移籍に関し対価を請求することができない。</p> <p><u>第23条〔プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合〕</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子選手証運用開始に伴う修正 ・実態に合わせて削除 ・文言の追加 <p>外国への移籍と外国からの移籍を統合し、国際移籍として第27条に記載</p> <p>本章に規定することが適切でないため第3章に移動</p> <p>本章に規定することが適切でないため第3章に移動</p>
---	--	--

<p>第105条 プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、如何なる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本協会の規則に従いトレーニング費用等を支払うものとする。</p> <p>〔アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合〕</p> <p>第106条 アマチュア選手が、プロ選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍について異議を申し立てることができない。</p> <p>〔プロ選手がプロ選手として移籍する場合〕</p> <p>第107条</p> <p>プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとするチームは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手のその時点で在籍するチームに通知しなければならない。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のチームとの契約が満了したか、または満了前6ヶ月間に限り、他のチームと契約を締結することができるものとする。</p> <p>2. プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが移籍にともなう補償につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。</p> <p>〔プロ選手の期限付移籍〕</p> <p>第108条 プロ選手は、選手と関連するチームとの間の書面による合意により他のチームに期限付移籍されることができる。</p> <p>2. 期限付移籍の最短期間は、本規程に定める2つの登録ウインドー間の期間とする。</p> <p>3. 期限付移籍に際して、移籍元チームおよび選手自身の書面による同意なしに、移籍先チームは選手を第三のチームに移籍させる権利を有しない。</p>	<p>プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、如何なる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本協会の規則に従いトレーニング費用等を支払うものとする。</p> <p>第24条〔アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合〕</p> <p>アマチュア選手が、プロ選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍について異議を申し立てることができない。</p> <p>第25条〔プロ選手がプロ選手として移籍する場合〕</p> <p>1. プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとするチームは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手のその時点で在籍するチームに通知しなければならない。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のチームとの契約が満了したか、又は満了前6ヶ月間に限り、他のチームと契約を締結することができるものとする。</p> <p>2. プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが移籍に伴う補償につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。</p> <p>第26条〔プロ選手の期限付移籍〕</p> <p>1. プロ選手は、選手と関連するチームとの間の書面による合意により他のチームに期限付移籍されることができる。</p> <p>2. 期限付移籍の最短期間は、本規則に定める2つの登録ウインドー間の期間とする。</p> <p>3. 期限付移籍に際して、移籍元チーム及び選手自身の書面による同意なしに、移籍先チームは選手を第三のチームに移籍させる権利を有しない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
---	--	---

〔外国籍選手等の移籍〕

第109条

外国のクラブ（チーム）に選手として登録されていた外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）が新たに本協会加盟チームに移籍する場合には、アマチュア選手若しくはプロ選手のいずれの場合においても、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 本人が日本国内に入国し居住していること
- (2) 本協会の請求に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること
- (3) 次の各書類を添付すること
 - ① 旅券の写し
 - ② 入国査証の写し
 - ③ 外国人登録証明書の写し

2. 外国のクラブ（チーム）に選手として登録されていた日本国籍の選手が本協会加盟チームに移籍する場合にも、前項の規定を準用する。ただし、この場合には前項第3号①及び住民票の写しを添付するものとする。

第3節 トレーニング費用

〔適用〕

第110条 アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合のトレーニ

第27条〔国際移籍〕

- 1. 選手が外国のチームへ移籍する場合、本協会は当該外国サッカー協会からの請求に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」を発行するものとする。
- 2. 外国のクラブ（チーム）に登録されていた選手が新たに本協会加盟チームに移籍する場合、本協会は移籍先チームからの請求に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」の発行を依頼するものとする。
- 3. 前2項に定める手続きは、関連するFIFA規則に基づいて行われるものとする。
- 4. 本条第2項に定める場合において、選手を移籍先チームに登録するためには、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 本人が日本国内に入国し居住していること
- (2) 本協会の請求に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること
- (3) 次の各書類を添付すること
 - ① 旅券の写し
 - ② 入国査証の写し（日本国籍を有する選手を除く）
 - ③ 在留カード（又は特別永住者証明書）若しくは住民票の写し

第3節 トレーニング費用

第28条〔適用〕

アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合のトレーニ

外国への移籍と外国からの移籍を統合し、国際移籍として記載（第101条および第109条）
・外国籍に限定しないため削除
・移籍先・元両方の場合にFIFA規則が適用されることを明記

・外国人登録証明書廃止による
・日本籍選手の場合も第2項に統合

ニング費用の請求は、本節の定めるところによる。

〔トレーニング費用の金額〕

第111条

トレーニング費用の上限は、選手が在籍したチームにおける満15歳の3月31日翌日の4月1日から満22歳の3月31日までの在籍期間1年につき、次に定める金額とする。

	4年まで	5年以降
(1) 直前の在籍団体	30万円	15万円
(2) 2つ前以上の在籍団体	15万円	15万円

2. トレーニング費用の請求権を持つチームは、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む）に限るものとする。
3. 在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該在籍期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。
4. 在籍期間の合計が1年未満のチームは、トレーニング費用の請求権を持たない。

〔支払方法〕

第112条 トレーニング費用は、本協会が移籍を承認した日から30日以内に現金をもって一括して支払われるものとする。

(再掲)

〔規程違反〕

第102条 選手又は加盟チームが**本規程**に違反した場合の処分は、**本規程第12章〔懲罰〕の手続きにしたがって理事会が決定する。**

(再掲)

〔移籍に関する異議等〕

第103条 選手の移籍に関して異議または疑義のある当事者は、本協会の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができ

ニング費用の請求は、本節の定めるところによる。

第29条〔トレーニング費用の金額〕

1. 「トレーニング費用」の上限は、選手が在籍したチームにおける満15歳の3月31日翌日の4月1日から満22歳の3月31日までの在籍期間1年につき、次に定める金額とする。

	4年まで	5年以降
(1) 直前の在籍団体	30万円	15万円
(2) 2つ前以上の在籍団体	15万円	15万円

2. トレーニング費用の請求権を持つチームは、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む）に限るものとする。
3. 在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該在籍期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。
4. 在籍期間の合計が1年未満のチームは、トレーニング費用の請求権を持たない。

第30条〔支払方法〕

トレーニング費用は、本協会が移籍を承認した日から30日以内に現金をもって一括して支払われるものとする。

第3章 違反等

第31条〔規則違反〕

選手又は加盟チームが**本規則**に違反した場合の処分は、**本協会基本規程第12章〔懲罰〕に従う。**

第32条〔移籍に関する異議等〕

選手の移籍に関して異議又は疑義のある当事者は、本協会

章を追加

記載の適正化

記載の適正化

<p>る。</p>	<p>の裁定委員会に和解あつせんの申立をすることができる。</p> <p><u>第33条〔改正〕</u> <u>本規則の改定は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。</u></p> <p><u>第34条〔施行〕</u> <u>本規則は、2014年4月1日から施行する。</u></p>	<p>改正について記載</p> <p>施行日について記載</p>
-----------	--	----------------------------------